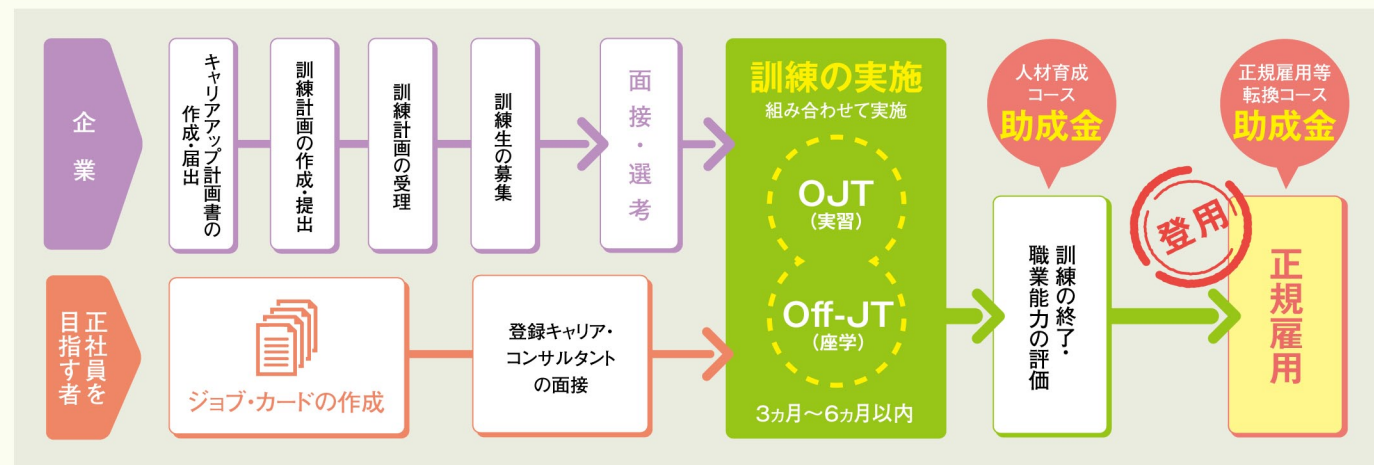


図1 訓練の流れ



●ジョブ・カードの交付
キャリア・コンサルティングを踏まえて求職者のキャリア形成のための意識の促進などのアドバイスがキャリアシートに記入されます。この時、求職者が後述の「有期実習型訓練」の対象者としての要件を満たしているかどうかもチェックします。そして、このキャリアシートと職務経歴シートを求職者に渡します。

◎有期実習型訓練とは？
「有期実習型訓練」とは、企業が自社の業務に合ったOff-JT（座学など）とOJT（実習）を効果的に組み合わせ、実践的な訓練です。対象は、登録キャリア・コンサルタントの面接を受けた、正社員をめざす求職者です。具体的な流れについては図2を見て下さい。要件については少々難しいですが、実際に手がけてみるとそれほど難しいものではありません。後述の「地域ジョブ・カードセンター」のスタッフも、しっかりサポートします。

◎助成金制度とは？
企業が訓練を実施し、一定の要件を満たした場合に「人材育成コース助成金」を、また対象となった訓練生を訓練終了後に正社員として雇用し一定の条件を満たした場合に「正規雇用等転換コース助成金」を、それぞれ受け取ることができます。

特集
1
ジョブ・カード制度

あなたの会社と優れた人材のマッチング 「ジョブ・カード制度」 を活用しましょう!

日商 ジョブ・カード

有期実習型訓練との組み合わせで、企業の活力アップを!

人材募集の際の大きな悩みの一つが「マッチング」。自社に合った人が来てくれるか、合う合わないをどう判断するかは、企業経営者であれば誰でも共通する課題です。そんな皆さんに「ジョブ・カード制度」をお勧めします。



ジョブ・カード制度で、
企業にはこんなメリットが

平成20年度にスタートした「ジョブ・カード制度」は、意欲ある求職者を支援し、企業の求人や人材育成を助けるもので、近年特に注目が高まっています。経営者や人事担当者であれば、利用したことは無くとも概要くらいは目にしたことがあるのではないのでしょうか。ここで、簡単におさらいしてみましょう。

◎ジョブ・カード制度とは？

ジョブ・カード制度は、有能な人材を育成したい企業と正社員の経験が少ない求職者とのマッチングを促進する国の制度です。

訓練を実施する企業では、訓練期間を通じて訓練生の適性や職業能力などを判断できます。そして企業側と訓練生側の希望が合えば、正社員として継続雇用できます。通常の採用で起こりがちな採用時のミスマッチや、早期離職といったリスクの軽減につながるのです。

◎ジョブ・カードとは？

「ジョブ・カード」は、厚生労働省が作製した求職者の職業能力を証明する、A4判の大きさの4種類のシートのことです。通常、就職の際には「履歴書」を使用しますが、ジョブ・カードには次のとおりさまざまな情報が記載されますから、履歴書や短時間の採用面接などだけでは分からない、求職者の職業能力やレベルなどを、客観的に評価できます。もちろん

求職者にとっても自分の能力やキャリア、希望などを正確に伝えることができるので、大きなメリットがあります。

- ①履歴シート
職業経歴（就業先、職務概要など）、学習歴・訓練歴、資格・免許、自己PRなどを記載します。
- ②職務経歴シート
具体的な職務の内容、職務の中で得られた知識・技能などを記載します。
- ③キャリアシート
就業に関する目標・希望、希望する職業・職務などを記載します。
- ④評価シート
企業が作成し、訓練の終了後、企業から訓練生に渡されます。



◎ジョブ・カードの使い方は？

- カードの記入とキャリア・コンサルティング
訓練生に応募する求職者は、訓練を開始する前に「①履歴シート」と「②職務経歴シート」「③キャリアシート」に記入し、それをもとに職業相談の専門家「登録キャリア・コンサルタント」と面接（キャリア・コンサルティング）します。

図2 有期実習型訓練の概要

<p>【訓練期間】</p> <p>3か月以上 6か月以内</p> <p><small>※資格取得が必要な場合など、特別な理由がある場合は1年以内</small></p>	<p>【総訓練時間数】</p> <p>6か月当たり 425時間以上</p>
<p>【総訓練時間数に占めるOJTの割合】</p> <p>1割以上 9割以下</p>	<p>【対象者の主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●正社員の経験が少ない非正規雇用労働者で、登録キャリア・コンサルタントが認めた人 ●訓練の終了日または支給申請日に雇用保険の被保険者である人
<p>【事業主の主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●下記のいずれにも該当する事業主 ①有期契約労働者等を雇用、または新たに雇い入れる事業主。 ②訓練計画を作成し、都道府県労働局長の受給資格の認定を受けた事業主。 ③受給資格の認定を受けた訓練計画に基づいて訓練を実施した事業主。 ④訓練期間内の賃金を訓練生に支払う事業主。 ⑤下記の3つの書類を整備している事業主。 <ul style="list-style-type: none"> ・訓練の実施状況を明らかにする書類 ・訓練に要した経費の負担の状況を明らかにする書類 ・訓練生に対する賃金の支払い状況を明らかにする書類 	

地域ジョブ・カードセンターが
意欲ある企業をサポート

ジョブ・カード制度による企業をサポートするために、日本商工会議所に「中央ジョブ・カードセンター」があり、また全国に「地域ジョブ・カードセンター」が設置されています。栃木県にも「栃木県地域ジョブ・カードセンター」が宇都宮商工会議所内に設置され、3人の登録キャリア・コンサルタントがスタッフとして働いています。さらに、足利商工会議所と日光商工会議所に「栃木県地域ジョブ・カードサポートセンター」

が設置され、全県体制が構築されています。栃木県地域ジョブ・カードセンター総括担当者の黒後忠利さんは、地域ジョブ・カードセンターの役割について、次のように説明します。

「私たちは有期実習型訓練などを実施する企業に対するサポートを行っています。訓練計画や評価シート、訓練カリキュラムの作成、さまざまな申請手続きなどのお手伝いを中心にしています」

企業のお手伝いだけでなく、ジョブ・カード制度の普及啓発も、地域ジョブ・カードセンターの重要な仕事です。そのために企業向けの説明会を実施したり、広報活



左から木下常雄社長、卯木敬さん、池村喜夫会長

木下常雄社長とも相談して、まずはやってみることに決めた池村会長。さっそく地域ジョブ・カードセンターの木下さん、小宮さんたち

「建設業界は最近ではすっかり『3K』のイメージができてしまい、社員募集をお願いに学校を回っても、なかなか来てもらえません。ですから中途採用でやってきたのですが、よりよい方法はないものかと頭を悩ませていたのです」

その悩みを商工会議所に相談したところ、紹介されたのがジョブ・カード制度でした。

木下常雄社長とも相談して、まずはやってみることに決めた池村会長。さっそく地域ジョブ・カードセンターの木下さん、小宮さんたち

「建設業界は最近ではすっかり『3K』のイメージができてしまい、社員募集をお願いに学校を回っても、なかなか来てもらえません。ですから中途採用でやってきたのですが、よりよい方法はないものかと頭を悩ませていたのです」

その悩みを商工会議所に相談したところ、紹介されたのがジョブ・カード制度でした。

木下常雄社長とも相談して、まずはやってみることに決めた池村会長。さっそく地域ジョブ・カードセンターの木下さん、小宮さんたち

株式会社
アイ・レック
宇都宮市下川俣町209-60
TEL.028-613-1066
http://www.i-rec.co.jp

【サポータ企業紹介】

株式会社アイ・レック

「企業を支える『人材』とのマッチングに最適です」

実際に「ジョブ・カード制度」と「有期実習型訓練」を導入した企業に、話をうかがいました。建設系企業の株式会社アイ・レックでは、約3年前から制度を導入しています。

防

水工事や外壁改修工事などを行う建設関連会社の株アイ・レック。アスベスト撤去工事や太陽光発電工事なども幅広く手がけています。社員8人の同社がジョブ・カード制度による有期実習型訓練を導入したのは、3年前でした。

同社の池村喜夫会長は、そのきっかけについてこのように話します。

「建設業界は最近ではすっかり『3K』のイメージができてしまい、社員募集をお願いに学校を回っても、なかなか来てもらえません。ですから中途採用でやってきたのですが、よりよい方法はないものかと頭を悩ませていたのです」

その悩みを商工会議所に相談したところ、紹介されたのがジョブ・カード制度でした。

「建設業界は最近ではすっかり『3K』のイメージができてしまい、社員募集をお願いに学校を回っても、なかなか来てもらえません。ですから中途採用でやってきたのですが、よりよい方法はないものかと頭を悩ませていたのです」

その悩みを商工会議所に相談したところ、紹介されたのがジョブ・カード制度でした。

木下常雄社長とも相談して、まずはやってみることに決めた池村会長。さっそく地域ジョブ・カードセンターの木下さん、小宮さんたち

「建設業界は最近ではすっかり『3K』のイメージができてしまい、社員募集をお願いに学校を回っても、なかなか来てもらえません。ですから中途採用でやってきたのですが、よりよい方法はないものかと頭を悩ませていたのです」

その悩みを商工会議所に相談したところ、紹介されたのがジョブ・カード制度でした。

木下常雄社長とも相談して、まずはやってみることに決めた池村会長。さっそく地域ジョブ・カードセンターの木下さん、小宮さんたち

株式会社
アイ・レック
宇都宮市下川俣町209-60
TEL.028-613-1066
http://www.i-rec.co.jp



栃木県地域ジョブ・カードセンター 企業開拓推進員 小宮 正則
栃木県地域ジョブ・カードセンター 訓練コーディネーター 木下 富雄
栃木県地域ジョブ・カードセンター 総括担当者 黒後 忠利

動を行ったりと、ジョブ・カード制度が円滑に推進されるよう、さまざまな業務をこなしています。

普及啓発や企業への働きかけの中心になるのが、企業開拓推進員の小宮正則さんです。

「私の主な仕事は、ジョブ・カード制度の普及啓発や、有期実習型訓練を行う企業の開拓、ジョブ・カード普及サポーター企業の開拓と登録などです。」

ジョブ・カード普及サポーター企業とは、ジョブ・カードを採用面接の応募書類として活用していただく企業です。まずはサポーター企業となつて、ジョブ・カードに慣れ親しんでいただくと、うれしいですね」

有期実習型訓練といつても、初めての企業には何をどうすればいいか、分からないでしょう。そこで訓練コーディネーターの木下富雄さんの出番です。

助成金制度も充実、企業から「使いやすい」と好評

「有期実習型訓練を行うには、まずサポーター企業になつていただいています。そしてジョブ・カードに慣れていただいてから、いよいよ訓練生受け入れのための訓練計画を作成します。といつても、初めての企業には何をどうすればいいかお分かりにならないでしょう。私どもがいていいいにサポートします」

その他に訓練実施計画に関連した書類や届出作成などを支援したり、助成金コースの説明や届出支援などを行っています。

図3は、企業にとつてのジョブ・カードのメリットをまとめたものです。

ジョブ・カード制度と有期実習型訓練に携わっている立場から、黒後さんは、「とにかく企業に大きなメリットがあります」と力をこめます。

「平成20年度にスタートしてから今年で8年目で、制度自体もさまざまなことが改良されています。また助成金も充実し、意欲ある企業が使いやすい制度として成熟されてきています。私たち支援側にもノウハウが蓄積されていますから、広範囲なアドバイスが可能です」

その成果は数字にも表れています。平成25年度には訓練実施計画の認定企業が、全国で約4,400事業所。それが平成26年度には、約1万事業所と、倍以上に増加したのです。

「問合せもぐんと多くなりました」と小

図3 企業のメリット

- ① 自社のニーズに合った職業訓練を通じ、有能な人材を育成・確保できます。
- ② 訓練生の適性や職業能力を評価することにより、採用時のミスマッチのリスクを軽減できます。
- ③ アルバイトやパート、派遣社員などを正社員に登用するときも活用できます。
- ④ 助成金を活用することにより、採用コストや企業研修にかかるコスト負担を軽減できます。
- ⑤ 人材育成や能力開発に積極的な企業であることをPRできます。

なスキルなどをしっかり把握することが求められます。案を練り込むことで、企業全体の業務の見直しにつながることも少なくないそうです。

小宮さんも「評価シートは人事考課にも応用できると、企業からの評判も良好です。また、求職者にもオープンに見せますので、自己評価と企業評価のギャップの擦り合わせも可能です」と話します。

「平成27年3月の調査によると、ジョブ・カード制度を活用している全国の企業のうち、94.7%が中小企業です。圧倒的に

宮さんも笑顔になります。「それから、1度経験した企業が、何度もリピーターになつているケースが多いのです。これも制度が実際にメリットが大きい証拠と言つていいでしょう」

「利用されている大きな理由の一つが、企業に合わせた訓練計画を作成することだと思えます」と話すのは、木下さんです。

「共通する基本はありますが、そこに企業ごとの特色を加味して、1社ごとに違うものを作成します。そのためには、企業側にしつかりヒアリングし、どんな訓練ニーズがあるのかを把握することが重要です」

きちんとした訓練カリキュラムを作るためには、企業の業務内容や仕事の流れ、必要

中小企業の活用が多いんですね」と黒後さん。「それだけ使い勝手の良い制度だと言えらと思います。人や時間、お金に余裕の少ない中小企業が使っているというのは、制度が使いやすい内容である証明と言つていいでしょう」

どんな企業でも、優秀な人材を雇用したいという願いは共通でしょう。ミスマッチを防ぐなどメリットの大きいジョブ・カード制度の活用は、真剣に導入を検討する価値のあるものです。人材の悩みを抱えている事業主の皆さん、ぜひ一度商工会議所を訪れて、相談してみたいかがでしょうか？

問合せ
栃木県地域
ジョブ・カードセンター
(宇都宮商工会議所内)
☎028-601-8039